

## 「ぐんま広報」広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県広報媒体広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、群馬県広報紙「ぐんま広報」（以下「県広報紙」という。）への広告掲載の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置等)

第2条 広告を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、県が別に定めるものとする。

### (広告主の制限)

第3条 要綱第3条第1項第5号に規定する、広告主とすることが適当でない者は次のとおりとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する者
- (2) 「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者並びに美容施術を行う者
- (4) 興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者
- (5) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたう事業を行う者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (7) 社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者
- (8) その他ぐんま広報へ広告掲載することが適当でないと認められる者

### (掲載内容の制限)

第4条 要綱第3条第2項第10号に規定する、広告の内容として適当でないものは次のとおりとする。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの
- (3) 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられている商品、サービスなどを広告するもの
- (4) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するものを根拠として提供される商品、サービスなどを広告するもの
- (6) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示などがあるもの
- (7) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定しているかのような表現のあるもの
- (8) 広告の一部若しくは全部が次の各号に掲げる内容を含むか、広告表現によりこれらを容易に連想させるもの。
  - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はそのおそれのあるもの

- イ 威迫又は脅迫しているような表現のあるもの
  - ウ 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの、及びその他わいせつ性や性的羞恥を連想・想起させるもの
  - エ 残酷な描写や生命・人格を軽んじるような表現のあるもの
  - オ 著しく射幸心を煽るもの
  - カ その他不快感をもよおす表現のあるもの
- (9) 県行政の公共性又は信頼性を損なうおそれがあるもの
- (10) 県からの補助金、委託費などにより実施されるもの
- (11) その他ぐんま広報へ広告掲載することが適当でないと認められるもの
- 例)・クーポン券（割引券、見本等請求券、資料請求券等、一切のクーポンを指す）  
を含むもの  
・ぐんま広報を所持している又は持参した者に限定した優遇措置（価格の割り引き、金品の配布、その他サービスの提供等）を含むもの

#### （広告の募集）

- 第5条 広告の募集は、県と広告掲載業務に関する契約を締結した広告取扱事業者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う。
- 2 広告取扱事業者は、この要領に基づき、広報媒体に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の候補を選定し、掲載内容を検討するとともに、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- 3 広告取扱事業者は、県が前項の承認を行うに当たり、必要な書類等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

#### （広告掲載の優先順位）

- 第6条 広告取扱事業者は、公共性、地域性の高い広告の掲載を優先させるものとする。

#### （広告原稿の作成及び提出）

- 第7条 広告取扱事業者は、県の承認を得た広告の原稿を作成し、県及び県が指定する印刷業者に提出するものとする。
- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告取扱事業者又は広告主の負担とする。

#### （広告主の責務）

- 第8条 広告主は、広告の内容、その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負う。
- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成20年2月21日から施行する。

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

この要領は、平成30年3月8日から施行する。

この要領は、令和元年5月15日から施行する。